

日本学生支援機構奨学生推薦に関する北海道科学大学内規

(目 的)

第1条 この内規は、日本学生支援機構（以下「機構」という。）業務方法書に基づき、北海道科学大学（以下「本学」という。）における機構奨学生の推薦に関し、公正かつ適切に選考することを目的とする。

(面 接)

第2条 申込者は、次の事項について面接を受けるものとする。

- (1) 人物、健康について
- (2) 申込書、証明書等に基づき家計や家族の状況について

(推薦者の決定)

第3条 学生支援センターは、申込者の中から別に定める覚書に基づき、推薦者を決定し、学長の承認を得るものとする。

(内規の改廃)

第4条 この内規の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この内規は、昭和51年11月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和52年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和59年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。